

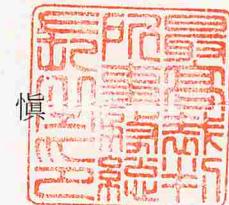
最高裁秘書第2236号

令和2年10月23日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書不開示通知書

別添のとおり申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

別添司法行政文書開示請求書に記載された文書のうち、本日付け司法行政文書開示通知書（最高裁秘書第2234号）記第1の1、第2の1、第3の1、第4、第5、第6の1及び第7の1の各文書を除く文書（片面で2枚）

2 開示しないこととした理由

1の文書には、公にすることにより裁判所の情報セキュリティの確保に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており、この文書は、全体として行政機関情報公開法第5条第6号に定める不開示情報に相当することから、開示しないこととした。

司法行政文書開示請求書(1)

令和元年12月24日

最高裁判所事務総局秘書課文書開示第二係 御中

〒530-0047

大阪市北区西天満4丁目7番3号 冠山ビル3階

林弘法律事務所 弁護士山中理司

電話:06-6364-8525

FAX:06-6364-4816

下記のとおり司法行政文書の開示を請求します。

記

1 司法行政文書の名称等

- ①72期判事補採用内定者に送付した事務手続の説明文書(例えば、(a)提出書面の一覧表、(b)辞令交付式当日に必要なもの、(c)辞令交付式のご案内、(d)赴任旅費等事前調査票、(e)制服サイズ申告書、(f)壮行会の案内文書、(g)新任判事補研修の案内文書、(h)宿舎事務担当者名簿を含むものの、これらに限られない。)
- ②72期二期試験に関する、受託業者の試験実施状況報告書
- ③72期の集合修習カリキュラムの概要
- ④73期の導入修習カリキュラムの概要
- ⑤2019年中に最高裁判所事務総局秘書課が国際裁判官協会(IAJ)からの質問票への回答書として作成した文書(日本語訳に限る。)
- ⑥2019年中に開催された、最高裁判所の審査室会議の配付資料(新旧対照表以外の最高裁判所規則案は除く。)
- ⑦令和元年度研修計画協議会の事前配付資料(送り状を含む。)



2 求める開示の実施の方法

写しの送付を希望します。